

L G B T 等の性的少数者に対する取組について

草津市では「草津市人権擁護に関する条例」を具現化するため「人権擁護に関する基本方針」を策定し、同方針に基づき人権教育・啓発等の様々な取組を進めています。

令和元年度は、L G B T 等性的少数者の方々への取組について、これまでからの啓発等の取組に加えて、下記のとおり全庁的な取組を行いました。

記

○申請書等の性別記載欄の全庁調査と見直し

1. 内容

性的少数者の方々の中には、身体の性と心の性が一致しないことによる身体の性への違和感等を理由として、性別記載欄に性別を記入することに抵抗を感じる等の困難を抱えている方もおられます。

そこで、本市では、申請書類等を全庁的に調査し、性別記載欄が不要なものについては削除するとともに、必要なものについても可能な範囲で記載方法を工夫する等の見直しを実施しました。

2. 見直しの結果

性別記載欄のある申請書類等は168件^{※1}あり、そのうち性別記載欄を削除したもののおよび性別記載欄の記載方法について工夫済み^{※2}のものが125件となりました。

※1 国の法令等で様式が定められているもの（78件）を除く。

※2 男・女の2択ではなく、空欄（自由記載）とすることや、第3の選択肢として「答えたくない」を追加する等

性別記載欄の見直しについて対象となる申請書の総数	168件
① 削除もしくは工夫済のもの	125件
② 削除または工夫ができないもの ^{※3} および 現時点では削除または工夫の可否が未定のもの	43件

※3 事業の遂行上男女の明記が必要である書類等